

【F06】 税の発生主義による記録**1. 勧告の概要**

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none"> ・税を発生主義に基づいて記録する（税を支払う責任を生じさせる活動、取引又はその他の事象が発生した時点で記録する）。 ・税の発生額の決定の際には、徴収可能性のない税を含めないよう留意する。 ・ただし、所得に課される税の記録時点について、納税義務の決定が所得の発生した会計期間より後の期間になる場合には、弾力的な扱いが許容される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生主義について左記と概ね同様の記述（ただし、税の発生額の決定の際に徴収可能性のない税を含めないよう留意すべき旨の記述はない。）

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・より明確化された指針に基づき、原則として税を発生主義により記録する。
- ・収収の確実性等を考慮

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、国と地方の決算資料に基づいて税収を計上している。国と地方の決算は現金主義による記録が基本であるが、出納整理期間を設けることで会計年度終了後に納付された前年度分の税額については前年度の税収として扱われており、この場合には、結果として税収の年度値は発生主義と大きな差異は生じていないと考えられる。ただし、個人住民税（所得割）のように納税義務の決定が課税物件（所得）の生じた会計期間よりも後になる場合には、徴収が行われた時点で税収が計上されている^{1, 2}。

3. 検討の方向性

- ・次期基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・上記 2. のとおり、現行 JSNA においては決算資料に基づき推計を行っているため、厳密に発生ベースとはなっていないが、決算資料では出納整理期間を考慮することで会計年度終了後に納付された前年度分の税額を前年度の税収として扱っており、また、所得に課される税については 2008SNA 勧告においても弾力的な扱いが許容されていることから、年度値については 2008SNA 勧告に沿った対応が既になされていると考えられる³。
- ・ただし、分配側・生産側四半期速報の検討に際しては、税等の政府部門の受払について発生主義による推計を検討する必要がある。

¹ 2008SNA で示された発生主義記録の弾力的な扱いに相当すると考えられる。また、個人住民税（所得割）については、課税最低限が所得税よりも低く設定されていることや単一税率であることなど、均等割と同様、住民が地方公共サービスの対価を負担分任するという応益課税的な性格が指摘されており、その意味でも所得の発生と税の記録時点が異なることは許容されると考えられる。

² 金融勘定においては、基礎統計である資金循環表に基づき、中央政府における出納整理期間中の税収は「未収金・未払金等」に計上されているが、地方政府のそれは計上されていない。

³ 金融勘定における出納整理期間中の地方税収の扱いについては、地方財政統計の活用等を含め、別途検討を行う。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・決算書等の財政統計は現金主義が基本であるが、出納整理期間は考慮されている。

<諸外国の導入状況>

現金ベースの税収について、ある期の全額ないし一定割合を機械的に前月や前四半期の税収として計上する、経済指標、例えば家計最終消費支出を用いて消費税を発生主義に転換するなどの調整を行っている国がある。

- ・英国

所得税及び付加価値税について、収納時期と計上時期を機械的にずらすことにより発生ベースに転換（時間調整法）。

- ・米国

所得税及び売上税について、英国と類似の方法により発生ベースに転換。

- ・カナダ

商品サービス税について、GDPの支出額に実効税率を乗じて発生ベースに転換。所得税は現金ベースで計上。

- ・オーストラリア

商品サービス税について、家計最終消費支出等の動きを用いて発生ベースに転換。所得税は現金ベースで計上。